

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第 2 条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合 (第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。) は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第 8 項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a f (略)</p> <p>a g 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出</p> <p>a h ~ a j (略)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>2 ~ 1 0 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 2 3 年 4 月 2 2 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第 2 条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合 (第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。) は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第 8 項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a f (略)</p> <p>a g 内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出</p> <p>a h ~ a j (略)</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>2 ~ 1 0 (略)</p>